

2024 北教組 「9 月勤務実態記録」

---

北教組緊急提言

---

2025.1.31

北海道教職員組合



# 第1章

2024 北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告	01
--------------------------	----

## I. 調査方法について

1. 記録期間	01
2. 記録対象者	01
3. 調査内容と記録方法	01
4. 記録集約方法	02
5. 集約人数	02

## II. 集計結果・分析

1. 「働き方改革」の成果はこれだけ？時間外在校等時間は微減も過労死リスクは変わらず	03
2. 繰り返される不適切な時間把握：改善されない「休憩時間と週休日・休日業務時間」の記録漏れ	06
3. 減らない持ち帰り業務と削られる睡眠時間：長時間労働がもたらす健康リスク	07
4. 本来業務が勤務時間外に追いやられる現実：授業時数の肥大化の影響	09
5. まとめ	12

# 第2章

「学習指導要領」改訂が子どもたちに及ぼす影響 北教組の分析	14
-------------------------------	----

1. 不登校の急増：改訂された「学習指導要領」の影響	14
2. 「学習指導要領」の改訂と「一日あたりの教科書ページ数」「一日あたりの授業時数」の関連について	16
3. いじめの認知件数の急増：改訂された「学習指導要領」の影響	19
4. まとめ	22

# 第3章

標準授業時数の肥大化が子どもたちに及ぼす影響	23
------------------------	----

I. 調査概要	23
---------	----

II. 結果と考察	23
-----------	----

# 第4章

北教組「緊急提言」	27
-----------	----

# 第1章 2024北教組「9月勤務実態記録」集計結果報告

## 1. 調査方法について

### 1. 記録期間

2024年9月1日（日）～9月30日（月）

### 2. 記録対象者

- ① 9月勤務実態記録 「給特法」適用の教職員
- ② Googleフォームを用いたアンケート 全職種の教職員

### 3. 調査内容と記録方法

#### ① 調査 A

- (1) 「超勤時間」・・・割り振られた所定の勤務時間を超えて勤務した時間
- (2) 「休憩時間の業務時間」・・・所定の休憩時間内に業務した時間
- (3) 「持ち帰り業務時間」・・・自宅に持ち帰って業務した時間

※ 法令で「超勤時間」+「休憩時間の業務時間」が「時間外在校等時間」と定義され、「月 45 時間・年間 360 時間」が上限と定められている。

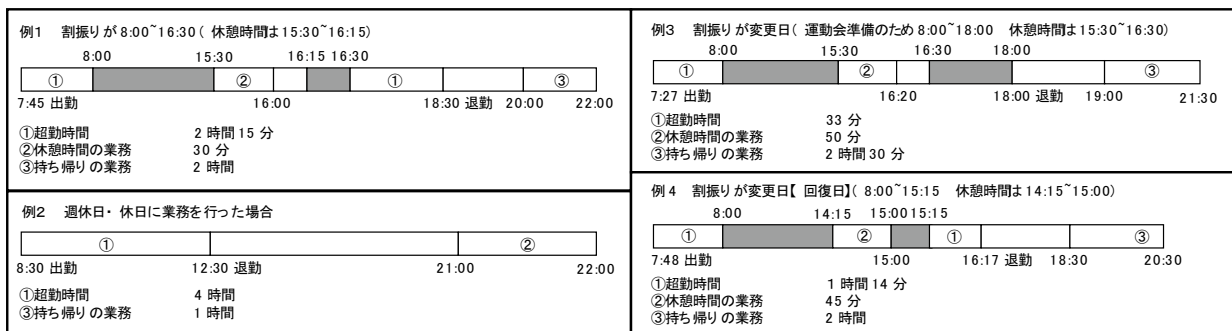
#### ② 調査 B

- (1) 「休憩時間の業務時間」「週休日・休日の業務時間」の把握状況
- (2) 時間外在校等時間の市町村公表状況
- (3) 打刻時間と実勤務時間の差異

#### ③ 調査 C Google フォームアンケート

- (1) 在籍校種
- (2) 職種
- (3) 課業期間中のおおよその平均睡眠時間
- (4) 今年度になってから業務に対する負担感が高まった業務内容（自由記述）

図 1 勤務時間の割振りの具体例



#### 4. 記録集約方法

- ・個人ごとに①～③を把握し、記録用紙（個人用）に入力。
- ① 「超勤時間」・・・勤務時間管理システム等から把握  
※在校時間（出勤～退勤）－7時間45分（条例にもとづく所定の勤務時間）で基本的に算出されている。
- ② 「休憩時間の業務時間」・・・個人での把握  
※勤務時間条例で定められた休憩時間「45分間」に業務を行った時間。
- ③ 「持ち帰り業務時間」・・・個人での把握  
※自宅に持ち帰って行った業務の時間。

図 2 個人入力シート

この色の部分だけ入力してください。

	①超勤時間		②休憩時間の業務		③持ち帰り業務		合計	
	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月合計	0	0	0	0	0	0	0	0
9月①+②合計	0	0	0	0	0	0	0	0

月	日	曜日	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
9月1日	日								0	0
9月2日	月								0	0
9月3日	火								0	0
9月4日	水								0	0
9月5日	木								0	0
9月6日	金								0	0
9月7日	土								0	0
9月8日	日								0	0
9月9日	月								0	0
9月10日	火								0	0
9月11日	水								0	0
9月12日	木								0	0
9月13日	金								0	0
9月14日	土								0	0
9月15日	日								0	0
9月16日	月								0	0
9月17日	火								0	0
9月18日	水								0	0
9月19日	木								0	0
9月20日	金								0	0
9月21日	土								0	0
9月22日	日								0	0
9月23日	月								0	0
9月24日	火								0	0
9月25日	水								0	0
9月26日	木								0	0
9月27日	金								0	0
9月28日	土								0	0
9月29日	日								0	0
9月30日	月								0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0

#### 5. 集約人数

組合員の他、未組織者にも協力を要請

- ① 勤務実態記録
  - 小学校・・・2,866人（全教員の約23.8%）
  - 中学校・・・1,260人（全教員の約17.0%）
  - 高等学校・・・61人（全教員の約1.0%）
  - 特別支援学校（特別支援・養護・聾・盲）58人（全教員の約1.7%）
  - ※全教員に対する提出割合算出方法について（表1）
- ② Google フォームアンケート
  - 全校種 回答数 1,468人
  - 小学校 73.8% 中学校 24.2% 高等学校 0.5% 特別支援学校 1.5%
  - 職種割合 教員 87.4% 養護教員 4.9% 栄養教員 1% 事務職員 6.2%
  - その他 0.5%

表 1 北海道教育委員会「令和5年度（2023年度）学校一覧」

	小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校
主幹教諭	197	125	9	1	56	24
教諭	10,588	6,521	468	31	6,331	3,304
養護教諭	749	435	32	1	282	112
栄養教諭	229	46	6	0	0	52
合計	11,763	7,127	515	33	6,669	3,492

・札幌市立学校を除く  
・「令和6年度（2024年度）学校一覧」は公表されていない

## II. 集計結果・分析

### 1. 「働き方改革」の成果はこれだけ？時間外在校等時間は微減も過労死リスクは変わらず

本年の「9月勤務実態記録」の結果とこれまで実施してきた過去の調査と比較すると、時間外在校等時間はわずかながら減少しています。具体的には、全学校の平均総労働時間（時間外在校等時間+持ち帰り業務）が53時間29分となり、22年調査比で6時間12分の短縮が確認されました（表4）。しかし、長時間労働が深刻な状況であることに変わりはありません。

調査結果を4回分比較すると、小学校では時間外在校等時間が徐々に減少しているものの、依然として高水準で推移しています（グラフ1）。時間外在校等時間は3時間12分減少し、上限を超えた割合も46.0%から41.0%へと5ポイント改善されました。しかし、授業、授業準備、生徒指導、保護者対応などの本来業務の負担は依然として重く、時間外在校等時間の削減には限界が見られます。

中学校では、時間外在校等時間が9時間9分減り、上限を超えた割合が65.0%から62.9%へと2.1ポイントの減少となりました。それでも月平均51時間の時間外労働が発生しており、主に部活動の指導や大会対応が原因で長時間労働が常態化しています。さらに、月80時間を超える「過労死ライン」に該当する教職員が約3割、そのうち7人に1人は100時間以上という深刻な実態が改めて浮き彫りになりました（表3）。

調査の全体傾向として、上限を超えた教職員の割合が全校種で減少しているものの、小学校・中学校とも依然として上限を超える割合が多数を占める状況は変わっていません（グラフ2）。

これらの調査結果からは、長時間労働の改善が頭打ちになりつつあることがうかがえます。

表2 「給特法・条例」にもとづく時間外在校等時間「上限（月45時間以内）」遵守の状況

	集約人数	① 超勤時間	② 休憩時間の 業務	①+② 時間外在校等時間	「上限」を超えたものの割合	③ 持ち帰り業務	①+②+③ 時間外+持ち帰り	持ち帰りを含めると「上限」を超えたものの割合
小学校平均	2,866	29時間27分	11時間54分	<b>41時間23分</b>	<b>41.0%</b>	10時間24分	<b>51時間45分</b>	<b>57.3%</b>
中学校平均	1,260	41時間1分	10時間51分	<b>51時間53分</b>	<b>62.9%</b>	6時間53分	<b>58時間45分</b>	<b>65.6%</b>
高校平均	61	42時間29分	1時間31分	<b>44時間1分</b>	<b>44.3%</b>	0時間2分	<b>44時間2分</b>	<b>44.3%</b>
特別支援学校平均	58	23時間52分	6時間55分	<b>30時間48分</b>	<b>15.5%</b>	2時間29分	<b>33時間16分</b>	<b>22.4%</b>
全校種平均	4,245	33時間0分	11時間23分	<b>44時間24分</b>	<b>47.2%</b>	9時間6分	<b>53時間29分</b>	<b>59.1%</b>
小学校・中学校平均	4,126	32時間59分	11時間35分	<b>44時間35分</b>	<b>47.7%</b>	9時間20分	<b>53時間54分</b>	<b>59.8%</b>

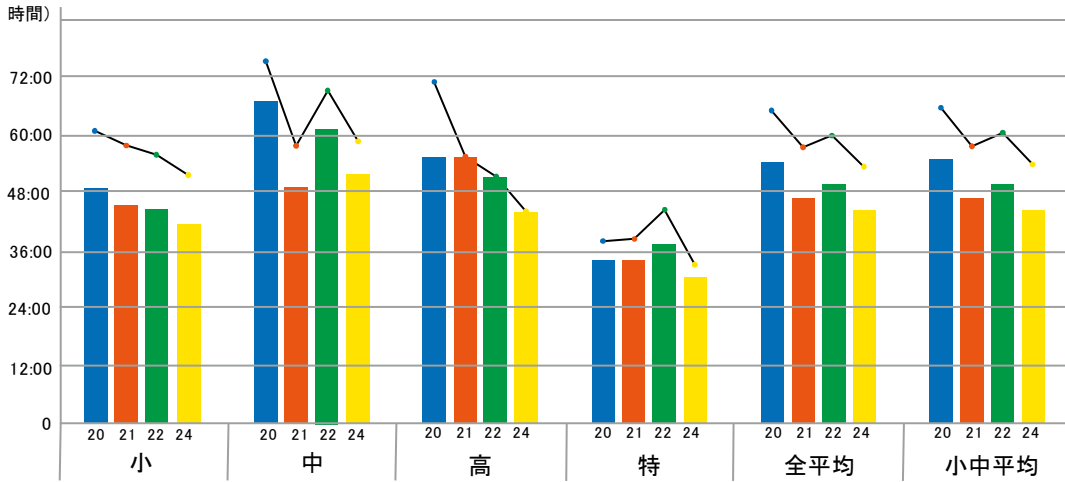
表3 「過労死レベル」を超えたものの割合

	集約 人数	①+②の合計が80時間超		①+②+③の合計が 80時間超		①+②の合計が100時間超		①+②+③の合計が 100時間超	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校平均	2,866	93人	3.2%	416人	14.5%	26人	0.9%	145人	5.1%
中学校平均	1,260	265人	21%	369人	29.3%	109人	8.7%	182人	14.4%
高校平均	61	2人	3.3%	2人	3.3%	1人	1.6%	1人	1.6%
特別支援学校 平均	58	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
全校種平均	4,245	360人	8.5%	787人	18.5%	136人	3.2%	328人	7.7%
小学校・中学校 平均	4,126	358人	8.7%	785人	19%	135人	3.3%	327人	7.9%

表4 「9月勤務実態記録」の経年比較

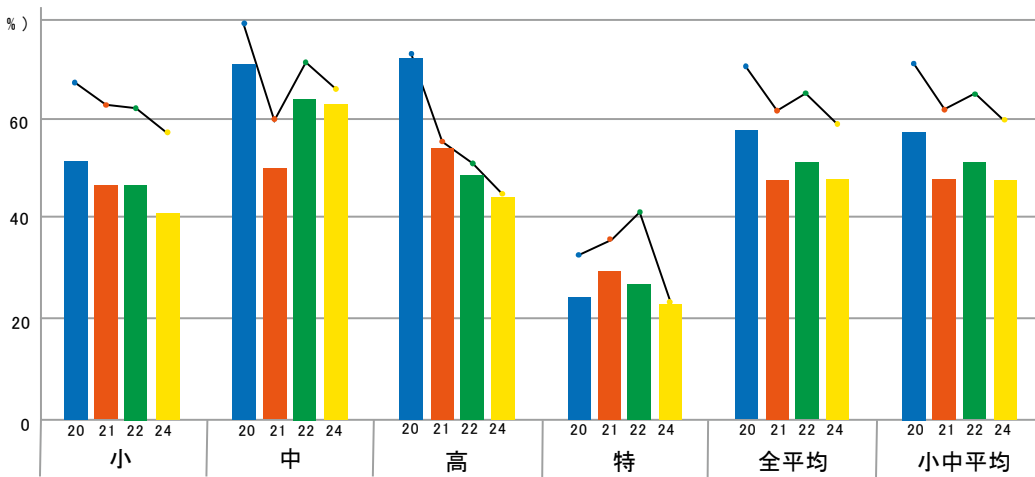
		①	②	時間外在校等時間 (①+②)	「上限」を超えた ものの割合	③	時間外+持ち帰り (①+②+③)	持ち帰りを含めると 「上限」を超えた ものの割合
		超勤時間	休憩時間の 業務			持ち帰り業務		
小学校平均	2024年	29h27m ▼	11h54m ▼	41 時間 23 分 ▼	41.0% ▼	10h24m ▼	51 時間 45 分 ▼	57.3% ▼
	2022年	31h56m ▼	12h30m ▼	44 時間 27 分 ▼	46.0% ▼	11h35m ▼	56 時間 1 分 ▼	62.2% ▼
	2021年	32h42m ▼	12h51m ▼	45 時間 34 分 ▼	46.1% ▼	12h10m ▼	57 時間 43 分 ▼	62.8% ▼
	2020年	35h22m	13h11m	48 時間 33 分	51.5%	12h16m	60 時間 49 分	66.9%
中学校平均	2024年	41h1m ▼	10h51m ▼	51 時間 53 分 ▼	62.9% ▼	6h53m ▼	58 時間 45 分 ▼	65.6% ▼
	2022年	47h43m △	12h48m △	60 時間 32 分 △	65.0% △	8h7m ▼	68 時間 38 分 △	71.2% △
	2021年	36h33m ▼	12h42m ▼	49 時間 16 分 ▼	50.4% ▼	8h32m △	57 時 47 分間 ▼	59.4% ▼
	2020年	53h19m	13h27m	66 時間 46 分	71.9%	8h27m	75 時間 13 分	79.0%
高校平均	2024年	42h29m ▼	1h31m ▼	44 時間 1 分 ▼	44.3% ▼	0h2m ▼	44 時間 2 分 ▼	44.3% ▼
	2022年	44h7m ▼	6h54m ▼	51 時間 2 分 ▼	48.9% ▼	0h17m ▼	51 時間 18 分 ▼	51.1% ▼
	2021年	47h3m ▼	8h02m △	55 時間 05 分 ▼	55.1% ▼	0h20m ▼	55 時間 25 分 ▼	55.1% ▼
	2020年	64h49m	6h08m	70 時間 57 分	72.2%	1h01m	71 時間 58 分	72.2%
特別支援 学校平均	2024年	23h52m ▼	6h55m ▼	30 時間 48 分 ▼	15.5% ▼	2h29m ▼	33 時間 16 分 ▼	22.4% ▼
	2022年	27h2m △	10h27m △	37 時間 30 分 △	27.0% ▼	7h11m △	44 時間 40 分 △	41.3% △
	2021年	25h57m △	8h5m ▼	34 時間 3 分 △	29.3% △	4h26m △	38 時間 28 分 △	35.4% △
	2020年	25h49m	8h11m	34 時間 0 分	24.8%	4h10m	38 時間 10 分	32.5%
全校種平均	2024年	33h0m ▼	11h23m ▼	44 時間 24 分 ▼	47.2% ▼	9h6m ▼	53 時間 29 分 ▼	59.1% ▼
	2022年	36h48m △	12h31m △	49 時間 21 分 △	51.6% △	10h22m ▼	59 時間 41 分 △	64.6% △
	2021年	33h56m ▼	12h42m ▼	46 時間 39 分 ▼	47.3% ▼	10h49m △	57 時間 27 分 ▼	61.3% ▼
	2020年	41h14m	13h07m	54 時間 21 分	57.8%	10h48m	65 時間 9 分	70.2%
小学校・中学校 平均	2024年	32h59m ▼	11h35m ▼	44 時間 35 分 ▼	47.7% ▼	9h20m ▼	53 時間 54 分 ▼	59.8% ▼
	2022年	36h52m △	12h36m ▼	49 時間 29 分 △	51.9% △	10h30m ▼	59 時間 58 分 △	65.0% △
	2021年	33h57m ▼	12h48m ▼	46 時間 46 分 ▼	47.5% ▼	11h00m -	57 時間 45 分 ▼	61.7% ▼
	2020年	41h19m	13h17m	54 時間 36 分	58.3%	11h00m	65 時間 36 分	70.9%

グラフ1 時間外在校等時間の推移



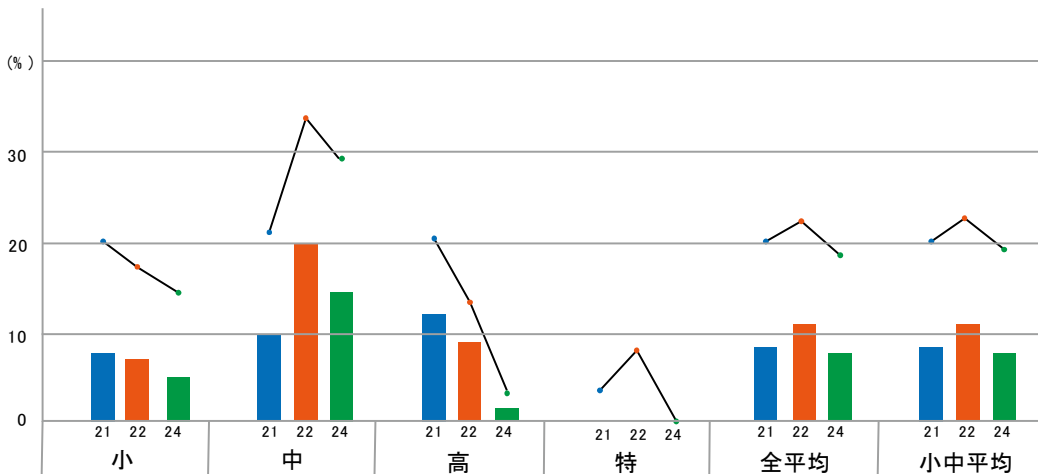
棒 グラフ：時間外在校等時間  
折れ線グラフ：時間外在校等時間+持ち帰り 残業時間

グラフ2 上限（月45時間）をこえたものの割合の推移



棒 グラフ：上限（月45時間）を超えたものの割合  
折れ線グラフ：持ち帰り 業務時間を含め、上限（月45時間）をこえたものの割合

グラフ3 過労死レベルの割合の推移



棒 グラフ：過労死レベル（100時間以上）の割合  
折れ線グラフ：過労死レベル（80時間以上）の割合

## 2. 繰り返される不適切な時間把握：改善されない「休憩時間と週休日・休日業務時間」の記録漏れ

今回の勤務実態記録では、未だに教職員の休憩時間中に行われた業務や週休日・休日の業務が正しく記録されていない問題が顕在化しました。この問題は過去の調査でも繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、一向に改善がされていません。

驚くべきことに、週休日・休日の勤務実態を「把握していない」とされた学校数は全体の50.1%にもなります。さらに、休憩時間における業務従事時間の把握率は2022年の34.1%から今回35%へとわずか0.9%しか増えず、「週休日・休日の業務時間」の把握率に至っては47.9%から49.9%へ2%の増加にとどまり、いまだ半数近い業務がいわば「記録外」になっている実態が浮かび上がりました（表5）。

一部の現場では、管理職から「休日の打刻はしないように」とした指導が行われるケースや、時短ハラメントを恐れて打刻後にやむなく業務を続ける教職員が存在することも報告されています。また、打刻後の学年打ち合わせや事務作業は公的な勤務記録に残らないため、実際の労働時間と報告データに大きな乖離を生む要因となっています。加えて、地域ごとに勤務時間管理システムが異なっており、多くの地域では休憩時間が一律に機械的に差し引かれるシステムとなっているなど、休憩中に業務を行ってもカウントされないことが問題です。

北教組の調査によれば、2022年の小学校では1か月の時間外在校等時間が44.6時間と算定されていますが、道教委が公表しているデータとの間に13.5時間の差異が見られます（表6）。もちろん調査の母数が異なることは前提としつつも、この差異は休憩時間中の業務や週休日・休日に行われた業務が時間外勤務として記録されていないことから生じています。中学校の場合、放課後に休憩時間を設けても、部活動の顧問を務める教職員がその時間を部活動指導にあてているのが実状です。休憩時間における業務従事時間が把握されなければ、こうした業務は時間外在校等時間に含まれないため、表面的なデータには現れず、公表される数値と現場の実態との間に大きなギャップが生じることとなります。

道内の各市町村では、「時間外在校等時間」を公表する動きがすすんでいます。2021年にはわずか3市5町のみがデータを公開していましたが、北教組の要請もあり、2022年以降では165市町村が公表に踏み切りました（表7）。この数字だけを見ると大きな進展といえます。しかし、前述のように実際の勤務時間とシステム上の記録が一致していない現状を踏まえると、「公表データ＝正確な実態」とは必ずしも言えません。

表5 休憩時間、週休日・休日の勤務時間把握状況

休憩時間の勤務時間把握			週休日・休日の勤務時間把握		
	あり	なし		あり	なし
小学校	130	245	小学校	177	218
中学校	82	140	中学校	157	108
高校	2	0	高校	2	0
特別支援学校	3	9	特別支援学校	3	9
合計	212	394	合計	334	335
割合	<b>35.0%</b>	<b>65.0%</b>	割合	<b>49.9%</b>	<b>50.1%</b>

※札幌市を除く 178 市町村



表6 1か月に換算した時間外在校等時間の北教組調査と道教委公表データとの比較（9月期の比較）

校種	年度	北教組記録	道教委公表	差
小学校平均	2024年度	41.4時間	未公表	
	2022年度	44.5時間	31.1時間	13.5時間
	2021年度	45.6時間	31.7時間	13.9時間
中学校平均	2024年度	51.9時間	未公表	
	2022年度	60.5時間	42.3時間	17.7時間
	2021年度	49.3時間	34.4時間	14.9時間
高校平均	2024年度	44.0時間	38.6時間	5.4時間
	2022年度	51.0時間	43.7時間	7.3時間
	2021年度	55.1時間	37.0時間	18.1時間
特別支援学校 平均	2024年度	30.8時間	21.0時間	9.8時間
	2022年度	37.5時間	22.9時間	14.6時間
	2021年度	34.1時間	22.4時間	11.7時間

※参考北海道教育委員会ホームページ（公表）時間外在校等  
<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/jikangai.html>

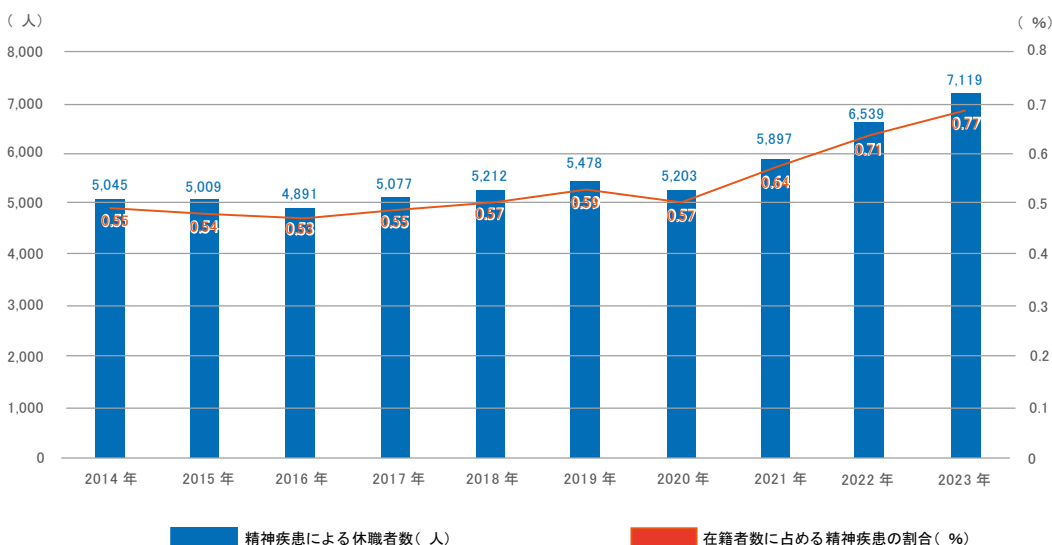
表7 道内の各市町村の時間外在校等時間公表状況

時間外在校等時間 市町村公表状況		
あり	なし	未回答
168	6	4
<b>94%</b>	<b>3%</b>	<b>2%</b>

3. 減らない持ち帰り業務と削られる睡眠時間：長時間労働がもたらす健康リスク

2023年度の文部科学省調査では、精神疾患による病気休職者が7,119人と過去最多を記録し、2014年度から約2,000人増加しています（グラフ4）。北海道でも同様の傾向が見られ、精神疾患による休職者数は、2019年度の216人から2023年度には416人へと約2倍に増加しています。

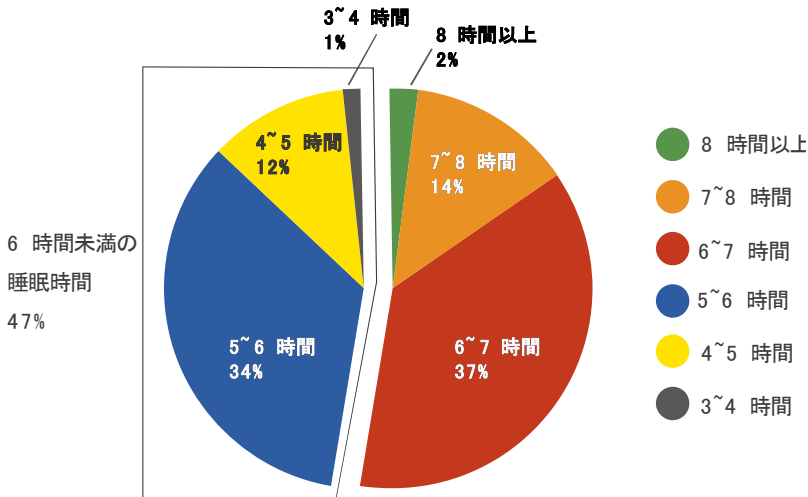
グラフ4 教育職員の精神疾患による休職者数の推移（全国）



過度な長時間労働は、教職員の睡眠時間にも深刻な影響を及ぼしています。今回の調査では、「平

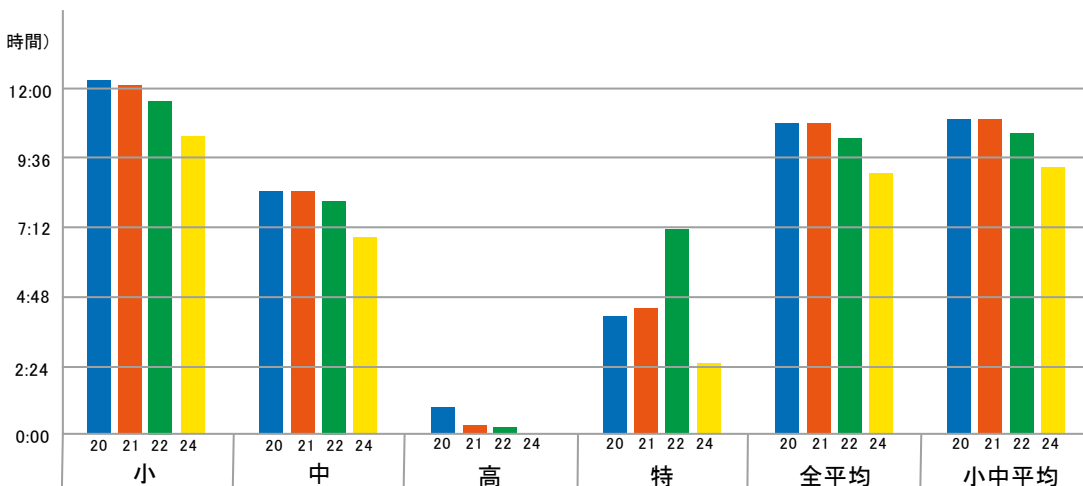
日の平均睡眠時間が「6時間未満」という層が全体の半数（47%）を占める結果が報告され（グラフ5）、この実態が教職員の健康に与える影響が懸念されます。睡眠不足は精神疾患のリスクを高める要因とされ、厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」では成人に6時間以上の睡眠を推奨しています。

グラフ5 平均睡眠時間についての調査結果



教職員の睡眠不足の背景には、学校現場が抱える多忙化の問題があります。多くの教職員が業務を勤務時間内にすべて終わられず、やむを得ず自宅に業務を持ち帰っている実態があります。〈グラフ6〉に示されている通り、ここ数年、持ち帰り業務時間はわずかに減少しているものの、依然として高い水準を維持しています。平均すると9時間以上の持ち帰り業務を行っているのが現状であり、顕著な改善には至っていません。教職員の超勤・多忙化は、教職員の睡眠不足につながるなど、生活時間の確保に大きく影響を与えています。

グラフ6 持ち帰り業務時間の推移



持ち帰り業務は本来、ガイドラインや指針でも把握すべきとされているにもかかわらず、勤務時間外に行われるため、実際には学校や教育委員会の統計や管理システムでは十分に反映されていないの

が現状です。その結果、長時間労働が見えにくい形で常態化し、教職員の心身に大きな負担をかけていると考えられます。

子育てや介護を抱える教職員ほど、やむを得ず持ち帰り業務を行うことが多い傾向になり、睡眠時間がさらに削られるという悪循環が存在するのも事実です。業務そのものが削減されなければ、持ち帰り業務が増えるだけにとどまり、定時退勤日などを設定したとしても、実質的な長時間労働の是正にはつながりません。

持ち帰り業務の増加による睡眠不足は、教職員の健康や教育の質に深刻な影響を及ぼします。十分な休息と睡眠の確保はメンタルヘルスの維持に向けて重要な要素となります。

さらに、こうした状況下では、勤務終了から翌日の始業までに休息を確保する「勤務間インターバル」制度も有名無実化しかねません。北海道では現時点で導入されていないものの、仮に導入されても、持ち帰り業務が常態化している限り、制度本来の目的である連続した休息時間の確保が難しくなる恐れが非常に高いと考えられます。

#### 4. 本来業務が勤務時間外に追いやられる現実：授業時数の肥大化の影響

北教組は、時間外労働の原因を明らかにするため、Google フォームを利用した記述式アンケート調査を実施しました。「今年度になってから負担感が高まった業務は何ですか？」という質問に対し、1,468人が回答しました。この回答をもとに、負担感が特に高い業務の傾向が浮き彫りになりました。表8では、具体的にどの業務が多くの教職員にとって負担感が高いとされているかを示しています。

表8 今年度になってから負担感が高まった業務

今年度になってから負担感が高まった業務(小学校)	割合	今年度になってから負担感が高まった業務(中学校)	割合
・校務分掌・分掌業務	14.4%	・授業準備、教材研究	16.8%
・担任、学年業務	12.8%	・部活動	12.5%
・ICT、デジタルに関連する業務	12.3%	・生徒指導、進路指導	12.2%
・調査、文書業務	9.4%	・校務分掌・分掌業務	10.8%
・授業準備、教材研究	9.2%	・特別支援教育にかかわる業務	7.6%
・研修	8.9%	・ICT、デジタルに関連する業務	7.3%
・特別支援教育にかかわる業務	7.2%	・調査、文書業務	6.8%
・保護者対応	6.7%	・担任、学年業務	5.7%
・生徒指導、進路指導	6.1%	・免許外指導にかかわる業務	4.6%
・会議、打ち合わせ	5.7%	・研修	4.3%
・フッ素洗口	2.0%	・成績処理、評価業務	2.7%
・チャレンジテスト	1.8%	・小中連携、小学校専科に関わる業務	2.4%
・専科に関わる業務	1.3%	・会議、打ち合わせ	1.9%

・巡回、兼務などにかかわる業務	0.8%	・保護者対応	1.1%
・徴収金、集金業務	0.5%	・巡回、兼務などにかかわる業務	1.1%
・小中連携、一貫に関わる業務	0.3%	・徴収金、集金業務	1.1%
・少年団など	0.3%	・チャレンジテスト	0.5%
・コンクールに関わる業務	0.2%		

小学校では、最も負担感が高い業務として「校務分掌」が挙げられました。学校行事や対外機関との対応、PTA 関連などに時間がかかる上、削減が難しいという指摘が多く見られます。特に授業時数が多いため、校務分掌に割ける時間が限られ、結局勤務時間外に対応せざるを得ない状況にあります。また、「担任・学年業務」も大きな負担要因となっており、子どもへの日々の対応や保護者からの要求増、スクールサポートスタッフなどの外部人員や支援員が配置されたことによる学年内部での調整時間増加などが、全体の業務時間を増長させています。「ICT・デジタルに関する業務」では、新しい機器やツールに習熟する必要がある一方、技術的な支援体制が不十分で、トラブル対応や機器の設定に多くの時間を費やしています。

一方、中学校では「授業準備・教材研究」が最も高い負担感を示しています。特に試験準備や新教材の導入時期には業務量が急増しており、欠員補充が追いつかない状況が続く中で、他の教職員の分までカバーせざるを得ないケースも見られます。「部活動」は授業後や週休日・休日に行われるため、時間外労働を生む主要因となっており、練習や試合の準備が重なる時期には教職員のプライベート時間を圧迫しています。「生徒指導・進路指導」も個別面談や説明会対応、不登校支援の増加が重なり、長時間労働に直結しやすい状況です。

日本型の教育の特徴には、授業時間だけでなく給食、休み時間、清掃、委員会活動など、子どもたちのすべての活動を教職員が教育の一環として担う点が挙げられます。そのことにより、1 日の日課は教職員の勤務時間（7 時間 45 分）とほぼ一致しており、自らの裁量で時間を確保するのは難しい状況です（表 9）。

特に小学校 4 年生以上では、6 時間授業がほぼ毎日行われ、児童・生徒の下校後に残される時間は 15～30 分程度しかありません。この短い時間内に授業準備や採点、通信作成、保護者対応など多岐にわたる業務を終えることは困難です。

勤務時間の大部分が授業に拘束され、放課後に確保できる時間が平均 20 分程度に過ぎない現状では、持ち帰り業務を含めて時間外労働が生じることは必然です。この問題を解決するためには、一人あたりの持ち授業時間数を削減することが必要不可欠です。

表9 「日課」と「所定の勤務時間」の関係

小学校の例

時刻	日課（児童の活動）	教員の動き	勤務時間の割振り	「給特法」上の解釈
7:40		出勤		在校等時間 時間外在校等時間 ↓(7:40～8:00)
7:40～8:00		教室点検・授業準備		
8:00～8:10	登校	職員朝会	<b>所定の勤務時間</b>  (8:00～15:30)	
8:10～8:20	朝学習	朝学習		
8:20～8:30	朝の会	回収物・健康調査等		
8:30～9:15	1校時	授業		
9:15～9:25	休み時間	授業準備等		
9:25～10:10	2校時	授業		
10:10～10:30	中休み	見回り・授業準備等		
10:30～11:15	3校時	授業		
11:15～11:25	休み時間	授業準備等		
11:25～12:10	4校時	授業		
12:10～12:50	給食	給食準備・給食		
12:50～13:10	清掃	清掃活動		
13:10～13:30	昼休み	見回り・授業準備等		
13:30～14:15	5校時	授業		
14:15～14:25	休み時間	授業準備等		
14:25～15:10	6校時 または 委員会・クラブ活動	授業 または 所属委員会・クラブの活動		
15:10～15:20	帰りの会	課題配布等		
15:20～15:30	下校	教室点検		
15:30～		子どもの情報交換 学年打合せ 採点業務 家庭学習・課題の添削 保護者への連絡 欠席者への対応 明日の授業準備 今後の教材研究 学年・学級通信作成 分掌業務 など	<b>休憩時間</b> (15:30～16:15)	時間外在校等時間 ↓ 休憩時間に業務 ↓ を行った場合
			<b>所定の勤務時間</b> (16:15～16:30)	
18:00		退勤		時間外在校等時間 ↓ (16:30～18:00)
日課（7時間10分）		所定の勤務時間（7時間45分）		合計 2時間35分

## 5. まとめ

北教組の「9月勤務実態記録」の結果を過去の調査と比較すると、時間外在校等時間はわずかに減少しているものの、現在の施策では長時間労働の改善には限界が見られることが明らかになりました。依然として高水準で推移する時間外労働が、教職員の負担を増加させている実態が浮き彫りになっています。

教職員の多忙化の背景には、授業時間数の増加という構造的な問題が挙げられます。勤務時間の大部分を授業が占めているため、本来業務である授業準備や校務分掌、教材研究などが時間外に追いやられる現状は、小学校・中学校を問わず共通する課題となっています。特に、日本型の教育には、授業に加え、給食、休み時間、清掃、委員会活動といった児童・生徒の活動全般を教職員が教育の一環として担う特徴があり、日課表（時程表）にもとづく勤務体制であるため、放課後の業務時間が20分程度しか確保されていないのが現状です。

「学習指導要領」の改訂によって、一日の勤務時間の大半を占めるまでに肥大化した授業時数を削減する必要があります。本来業務が所定勤務時間外に行われている現状は大きな問題です。この見直しが行われないうまま時間外在校等時間を削減しようとするれば、授業準備や教材研究が十分に行えなくなり、教育の質の低下によって子どもたちの学びに深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、教職員一人あたりの持ち授業時間数を削減することが必要であり、教職員の配置数を増やし、授業の負担を分散させることが重要です。加えて、ICT活用や学級業務や校務分掌における負担軽減を目的とした外部支援員や専門スタッフの配置を拡充することも必要です。「義務標準法」や「高校標準法」といった教職員定数を規定する法律を改正し、一人あたりの持ち授業時間数を削減する必要があります。これらにより、教職員が教育活動に専念できる環境を整備することが求められます。

教職員が心身ともに健全な状態で働ける環境を整えることは、子どもたちにゆたかな教育を提供するためにも欠かせません。教職員の「働き方改革」は、教育現場だけでなく、社会全体がとりくむべき課題です。現場の声を反映した実効性のある政策を推進し、誰もが安心して学び、環境を構築していくことが必要です。

## 「9月勤務実態記録」で明らかになったこと

総じて、時間外在校等時間は高止まりの傾向にあり、教職員の長時間労働の実態は改善されていない。

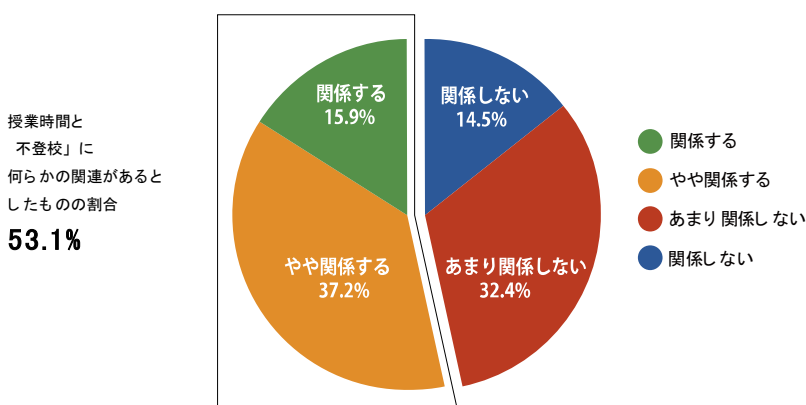
- ① 教職員のおおよそ5人に1人が「過労死」の危険性があること。中学校では約3割が「過労死」の危険にさらされているということ。また、平日の睡眠時間が6時間未満の教職員は全体の47%に達しており、このことが過労死リスクの増大に繋がっている可能性があること。
- ② 勤務時間管理は、サービス監督権者である教育委員会・校長の責任とされているが、まだ半数以上の学校で休憩時間、週休日・休日の業務時間が在校等時間に含まれていないこと。
- ③ 日本型教育の日課表(時程表)を前提とする学校現場では、授業や教材研究、テストの採点、宿題・ノートの点検といった本来業務が勤務時間内に収まらず、結果的に勤務時間外に対応せざるを得ないという構造上の課題があること。
- ④ 一人あたりの持ち授業時間数削減が必要であること。

## 第2章 「学習指導要領」改訂が子どもたちに及ぼす影響 北教組の分析

学校現場では、不登校数やいじめの認知件数が増加し、特にここ数年で急激な増加傾向が見られる深刻な状況にあります。不登校については、子どもたちが学校に安心して通い、学ぶことができる環境づくりが必要不可欠です。一方、いじめは人権侵害にあたる重大な問題であり、その発生を防ぐ環境づくりが求められています。こうした中、多くの組合員から「学習指導要領の改訂がこれらの増加に関連しているのではないか」という声が寄せられました。この声を受け、北教組は24年に「不登校」の増加と授業時数の関係に焦点を当てた独自の調査を実施しました。具体的には、「かつては小中学校の平日1日の授業時数は5時間でしたが、現在は6時間です。このことと『不登校の子ども増加』は関連があると考えますか」という質問を教職員に投げかけました。

この質問に対して207人の教職員から回答がありました。回答のあった教職員のうち53.1%が「不登校の増加と1日6時間授業の関連がある」と回答しました。この回答結果をもとに、不登校数やいじめの認知件数との間に相関関係があるのかを確認・検証するため、文部科学省の統計データと比較しながら考察をすすめます。

グラフ 7 不登校の子ども増加と過密な教育課程の関係性について（207人回答）



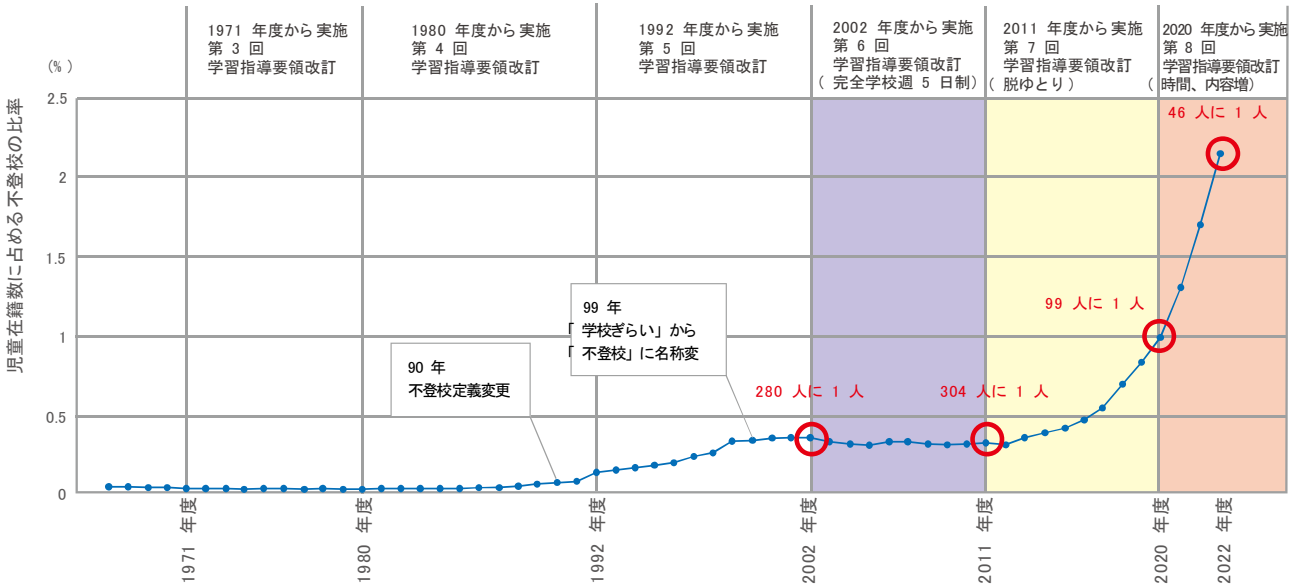
### 1. 不登校率の急増：改訂された「学習指導要領」の影響

文部科学省が公表している1966年から2023年までの「不登校」および「いじめ」の認知（発生）件数をもとに分析を行うにあたり、子どもの数の減少が影響を及ぼす可能性があるため、単純な件数の比較ではなく、当該年度の小学校および中学校の在籍者数と「不登校」の件数から、「在籍数に占める不登校の比率」を算出することとしました。

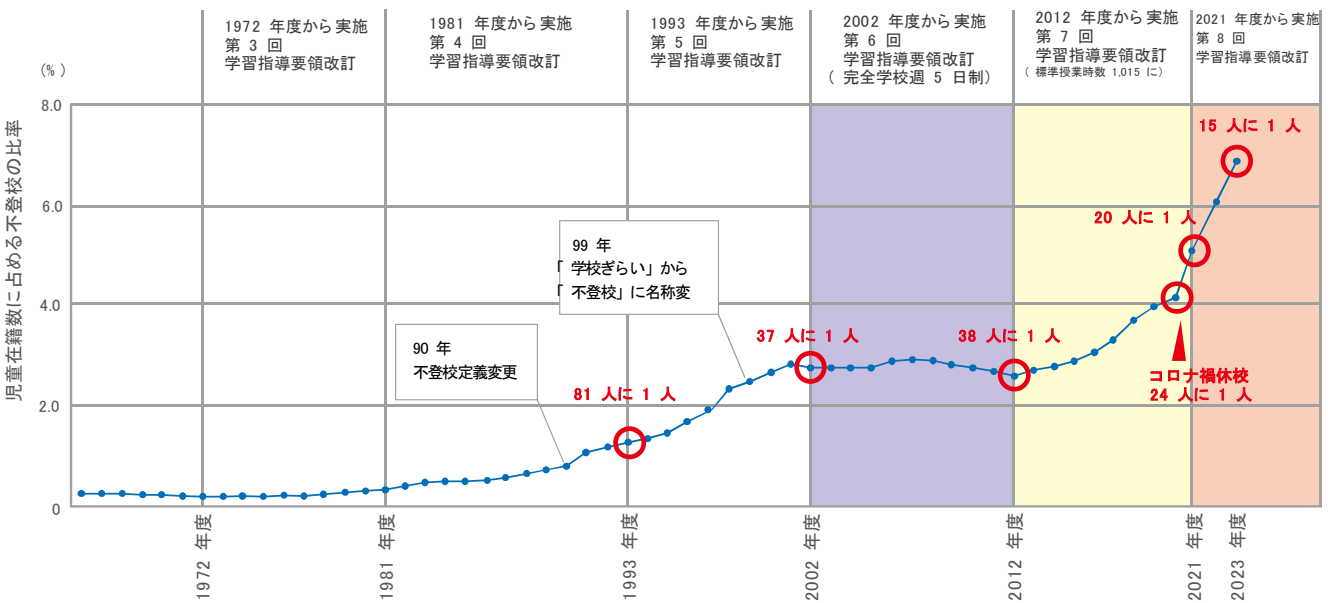
また、これらの分析をすすめるにあたり「学習指導要領」の改訂と実施の時期との違いを明確にする必要があります。「学習指導要領」の改訂は基本方針や目標、内容が決定される時期であり、実施は実際に学校現場でその内容が適用される時期を指します。今回の分析では、現場への影響を正確に捉えるため、実施の期日を基準として考察しました。



グラフ8 「学習指導要領」の改訂（実施時期）と不登校の関係（小学校）



グラフ9 「学習指導要領」の改訂（実施時期）と不登校の関係（中学校）



(注1) 文科省による「不登校」の定義は、1990年度までとそれ以降で変わっており、1990（平成2年）年度までは通算50日以上欠席、91年度間以降は通算30日以上欠席した児童生徒をいう。

(注2) 1999（平成11）年度調査（1998年度間）より「学校ざらい」の名称を「不登校」に改める。

(注3) 1972（昭和47）年以前については沖縄県は含まない。

グラフ8、9を見ると、次のような点がわかります。

**【1991年～2001年】**

小学校：1,000人あたり4人以下で緩やかに増加

中学校：1,000人あたり約10人から約2.5倍の30人弱に急増

**【2002年～2012年】**

小学校：1,000 人あたりほぼ 4 人前後でわずかな増減  
中学校：1,000 人あたりほぼ 30 人前後でわずかな増減

### 【2013 年～2023 年】

小学校：1,000 人あたり 3.6 人から約 6 倍の 21 人に急増  
中学校：1,000 人あたり 27 人から約 2.5 倍の 68 人に大幅増加

1991 年から 2001 年にかけて、小学校では 1,000 人あたりの不登校者数が 4 人以下と一定に推移していた一方、中学校では 1,000 人あたり約 10 人から約 2.5 倍の 30 人弱に急増しており、顕著な増加が確認されます。これは、1991 年の文部省による「不登校」の定義の変更が主な要因と考えます。次に 2002 年から 2012 年にかけては、小学校・中学校ともに 1,000 人あたりの不登校者数がほぼ現状維持で推移しました。この期間、不登校の増加傾向が一時的に落ち着いていることがわかります。しかし、2013 年から 2023 年にかけて再び不登校者数が大幅に増加しました。小学校では 1,000 人あたり 3.6 人から約 6 倍の 21 人に急増し、中学校では 1,000 人あたり 27 人から約 2.5 倍の 68 人に達しました。この結果、近年における不登校率の深刻化が浮き彫りになり、特に中学校における増加が著しい状況にあります。

## 2. 「学習指導要領」の改訂と「一日あたりの教科書ページ数」「一日あたりの授業時数」の関連について

ここで、学習指導要領の改訂と「一日あたりのページ数」や「一日あたりの授業時数」との関連を分析していきます。小学校では 2011 年以降の「脱ゆとり」方針を経て、2020 年に標準授業時数や教科が増加したことを境に、不登校率が急上昇しています。中学校でも 2021 年度から実施されている現行の「学習指導要領」で、標準授業時数は維持しつつ各教科の記述量（学習内容）が大幅に増加したため、理解が追いつかない生徒が学びから逃避するケースが増えていると推察できます。また、授業が高速化することで子どもたちが十分な理解を得られず、不登校につながっているケースも多いのではないかと考えられます。

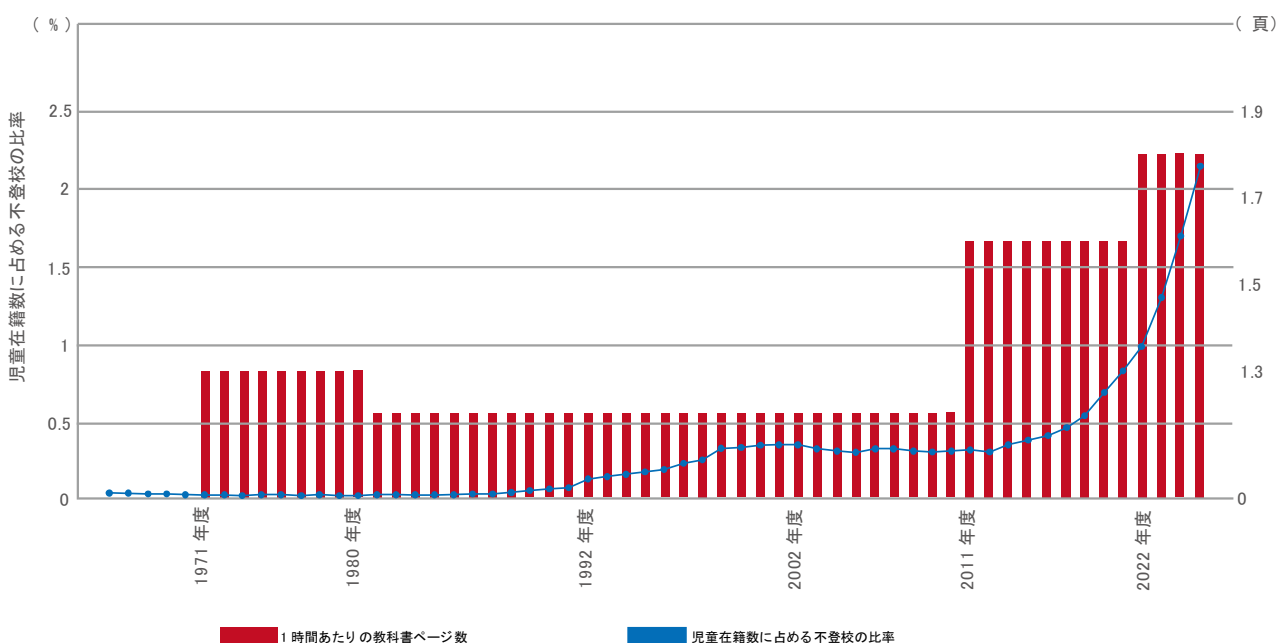
大森直樹教授（東京学芸大学）は、著書『学校の時数をどうするか』（明石書店 2024）で、この問題について詳しく述べています。

東京書籍が出版する小学 5 年生の算数教科書を「学習指導要領」ごとにページ数を比較した調査では、教科書の総ページ数が増加しているだけでなく、1 標準時数あたりにすすめるべきページ数も増加していることが判明しました。現行の教科書は 310 ページで、小学 5 年生の算数の標準時数 175 時間で割ると、1 時間あたり 1.8 ページをすすめる計算になります（表 10）。1998 年学習指導要領時の教科書では、総ページ数が 210 ページであり、標準時数 180 時間で割ると、1 時間あたり約 1.2 ページをすすめる計算でした。これを比較すると、現行の 1.8 ページは 1998 年の 1.2 ページに比べて 1.5 倍に増加しており、子どもたちにとって負担が大きくなっていることがわかります。さらに、175 時間の中には単元テストの実施時間も含まれることを考えれば、実際には 1 時間あたり 1.8 ページ以上をすすめる必要があるのが現状です。このような状況では、教員が子どもの理解不足に気づいても、進度を優先せざるを得ないジレンマを抱えることになります。

表 10 「学習指導要領」の改訂と1時間あたりの教科書ページ数の関係について 出典：（大森ほか2024:39頁）

改訂年度	学習指導要領文字数 第2章第2節算数(小5)	教科書ページ数① 東京書籍算数小5	標準時数② 算数小5	1標準時数あたりの 教科書ページ数 (①÷②)
1968学習指導要領	14944	272	210	1.3
1977学習指導要領	10227	208	175	1.2
1989学習指導要領	12646	212	175	1.2
1998学習指導要領	11212	174	150	1.2
2008学習指導要領	13736	286	175	1.6
2017学習指導要領	24683	310	175	1.8

グラフ10 一時間あたりの教科書ページ数（小5算数）と児童生徒数に占める「不登校」比率との関係



こうした進度優先の状況は、「わからない」と感じる子どもの自尊感情を低下させ、学びからの逃避につながる可能性があります。

さらに、東京学芸大学の<sup>1</sup>大森直樹教授は、「学習指導要領」の改訂と授業時数に注目して研究しています。大森教授は、年間の授業時数の単純比較では現在の教育課程の過密さが見えにくいことを指摘し、土曜日授業があった時代との比較を補正した「平日1日あたりの時数」を明示しています。ただし、ここで注意しなければならないことがあり、北海道は、土曜日授業が3時間であった学校が多かったため、4時間で計算した場合よりも平日1日の授業負担はさらに大きくなると考えられることから補正を行いました（表11）。

表11 平日1日あたりの授業時数について（小学校5年生） 出典：（大森ほか2024:38頁）の図表を一部改変して作成

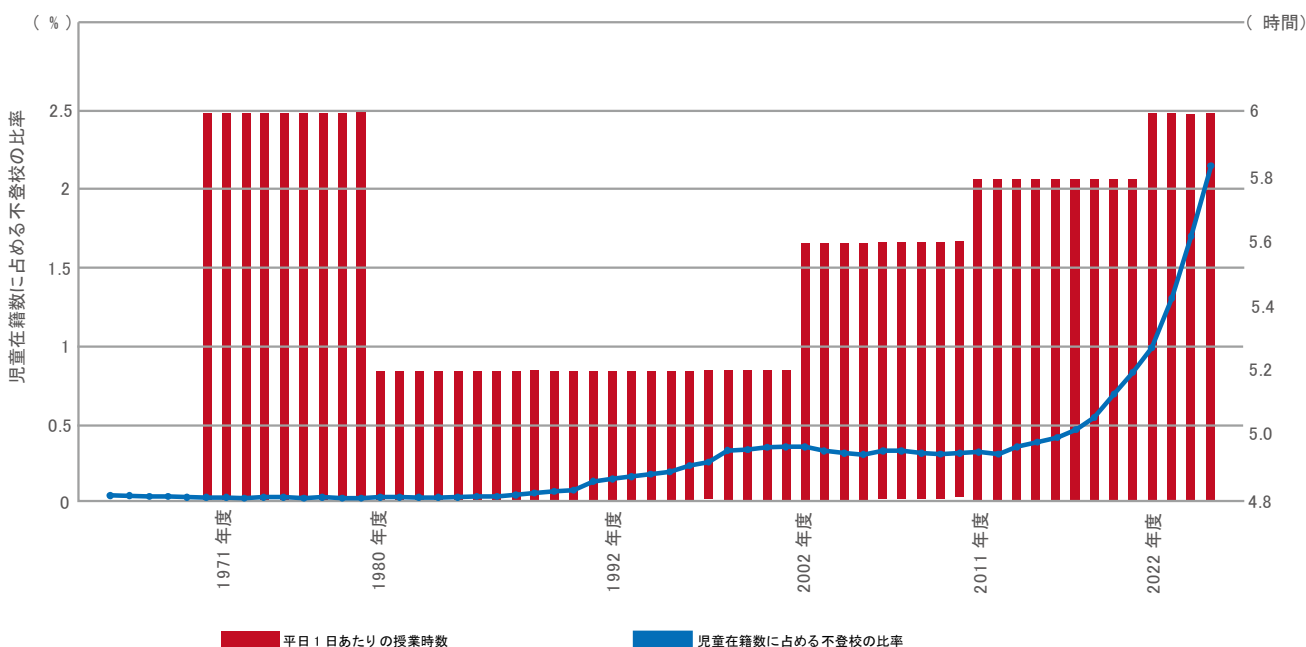
略称 実施年度	総授業時数① (特活の内訳)	総授業時数② 1968は①+70 1998～は①+35	週授業時数③ ②÷35週	平日1日時数④ ～1989は (③-4)÷5日 1998～は ③÷5日	北海道版平日1日時数⑤ ～1989は (③-3)÷5日1998～は ③÷5日
1968標準時数 1971～90	1085(0)	1155(70)	33	5.8	<u>6</u>
1977標準時数 1980～91	1015(70)	1015(70)	29	5	<u>5.2</u>
1989標準時数 1992～01	1015(70)	1015(70)	29	5	<u>5.2</u>
1998標準時数 2002～10	945(35)	980(70)	28	5.6	5.6
2008標準時数 2011～19	980(35)	1015(70)	29	5.8	5.8
2017標準時数 2020～	1015(35)	1050(70)	30	6	6

(注1) 特別活動（特活）の内訳が(70)とされている「学習指導要領」は、1週間の中で「学級活動」と「児童会・生徒会、(小学校)クラブ活動」をカウントしていた。内訳が(35)とされている「学習指導要領」は「学級活動」のみをカウントしているが、「児童会・生徒会・クラブ活動」を実施しなくなったわけではないため、②列ですべて70時間に補正している。

(注2) 学校では上記の特別活動以外に「行事」も実施している。また北海道においては、標準授業時数に上乗せしてあらかじめ新年度に「余剰時数」を計画している。この「余剰時数」は天候悪化や感染症流行等による休校に備えて計画するものだが、2023年度までは「学力低下論」などにより、できるだけ多くの余剰時数を確保することが要請されていた。そのため、学校によっては休み時間を短くして1日に7時間授業を実施したり、朝学習の10～15分程度を積み重ねて1コマ(45分～50分)授業とカウントする、健診や始業式など1時間かからない行事を「0.5時間」とカウントし残りの0.5時間を教科にあてるなど、時数を確保するために様々な工夫が行われてきた。

(注3) 「学習指導要領」では35週で計算しているが、実際の課業日は41週間後のため、平日1日時数と若干のズレが生じる。文科省は、夏休み短縮などによって登校日を多くすることで週29コマを週28コマにすることを工夫例として紹介しているが、登校日が増加することは子どもの負担軽減とは言えないと考える。

グラフ 11 一日あたりの授業時数と児童整数に占める「不登校」比率との関係



2010年代後半以降、授業時間の増加とともに不登校率も上昇する傾向が見られ、授業時間が約6時間に戻る中で、不登校率が急増していることが見てとれます(グラフ11)。

これまでの、分析からも明らかなように、現行の教育課程は過密であり、子どもたちに十分な学習時

間と休息時間を確保する余裕がない状態が続いています。特に、1 時間あたりの教科書ページ数の増加は、学習内容の定着を家庭学習に頼らざるを得ない状況を生み出しており、結果として不登校や学びからの逃避といった問題を引き起こしていると考えられます。また、過去、文科省・道教委は標準授業時数に余剰時数（授業計画上、天候不順や感染症流行などによる休校に備えて追加で確保される授業時数）を確保することを暗に推奨してきましたが、結果として子どもの負担を大きくしたとの批判もあります。特に、休み時間を短縮して授業を行ったり、朝学習を授業時間としてカウントしたりするなど、学校現場での対応には限界が見られます。こうした状況が、子どもたちの休息時間やゆとりを奪い、不登校やいじめの増加に影響を与えてきたと考えられます。さらに、いわゆる「ゆとり」と言われた期間では、「不登校数」が一定数にとどまっていたことが見てとれます。この期間中は、1 週あたりの授業時数も少なく、子どもたちに時間的な余裕が確保されていました。

### 3. いじめの認知件数の急増：改訂された「学習指導要領」の影響

次に、「学習指導要領」の改訂といじめの認知件数の関連性について考察していきます。

グラフ 12、13 から次の特徴がわかります。

#### 【1994 年～2005 年】

小学校：1994 年のいじめの定義変更で一時的に増加するが、全体として 2005 年までは緩やかに低下

中学校：1994 年のいじめの定義変更で一時的に増加するが、全体として 2005 年までは緩やかに低下

#### 【2006 年～2011 年】

小学校：2006 年の再定義変更で 1,000 人あたり前年度 0.7 件から 8.5 件に急増、その後 2011 年度までは減少

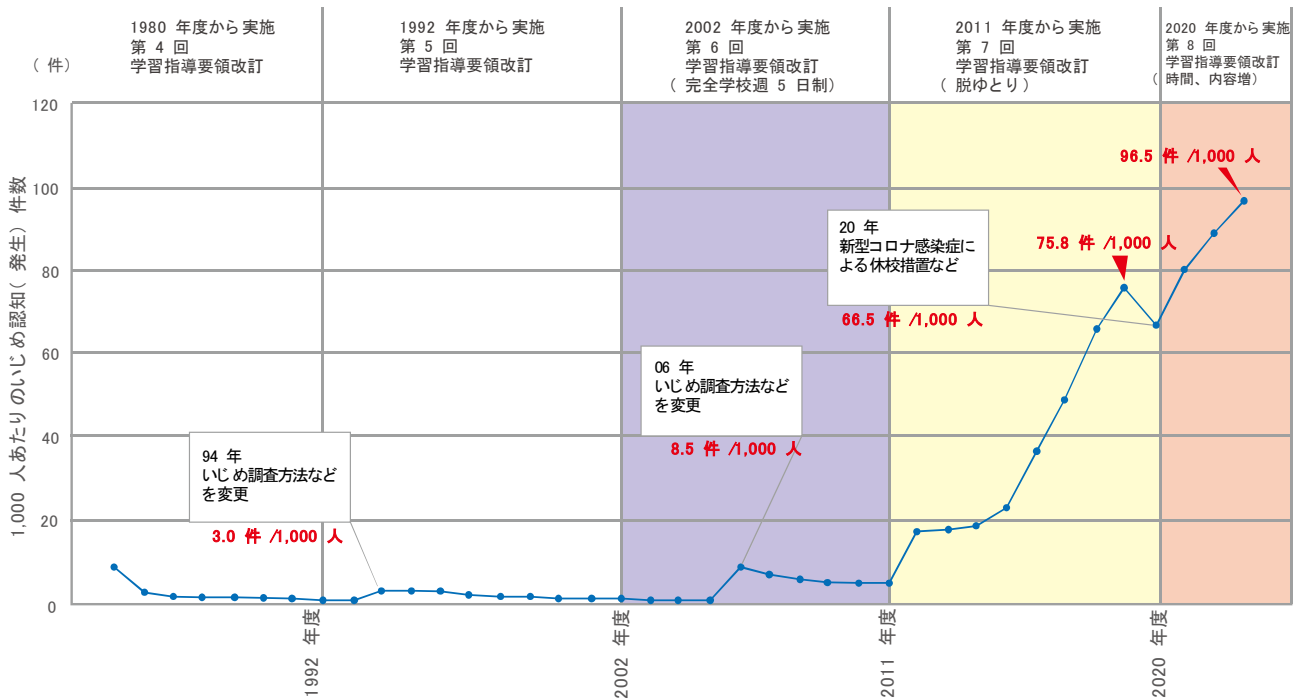
中学校：2006 年の再定義変更で 1,000 人あたり前年度 3.8 件から 14.2 件に急増、その後 2011 年度までは減少

#### 【2012 年～2023 年】

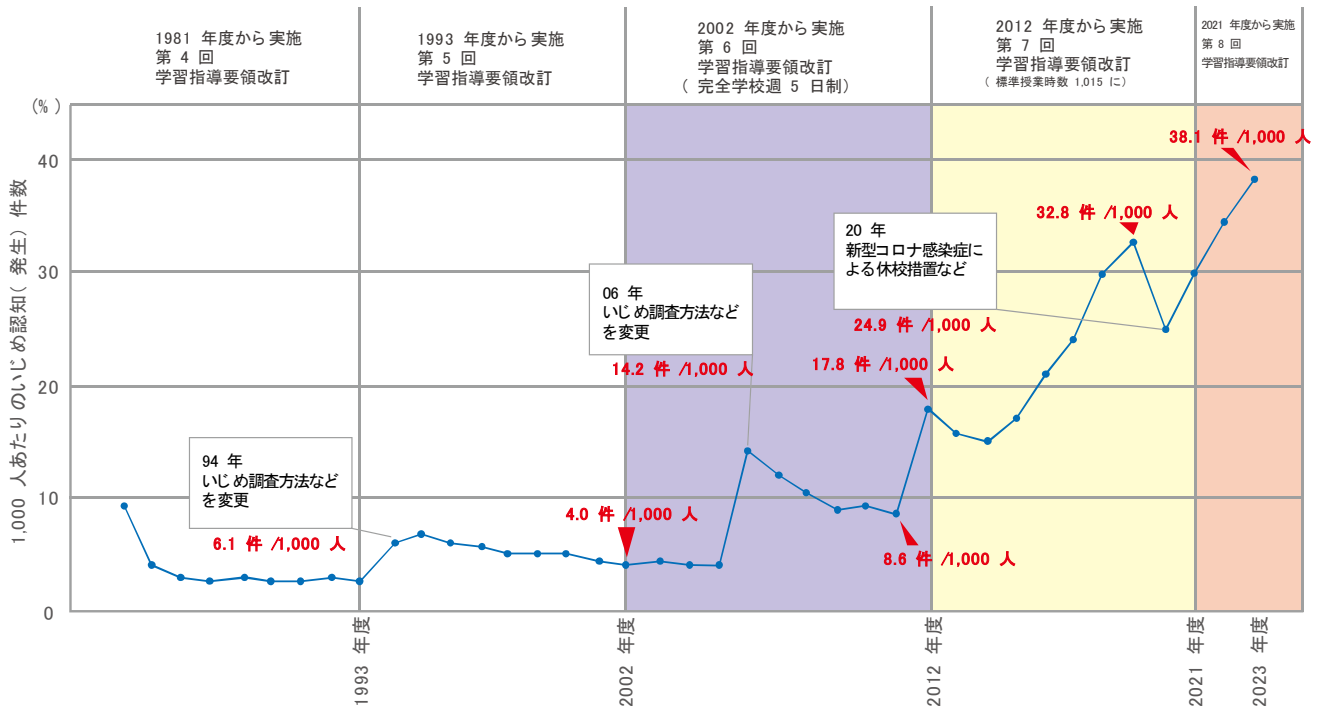
小学校：2012 年以降、1,000 人あたり 17.4 件から 5.5 倍の 96.5 件に大幅増加

中学校：2012 年以降、1,000 人あたり 17.8 件から 2 倍の 38.1 件に大幅増加

グラフ12 「学習指導要領」の改訂といじめの関係（小学校）



グラフ13 「学習指導要領」の改訂といじめの関係（中学校）



(注1) 「いじめ」については、1994年度および2006年に調査方法を改めている。

1993年度までは、いじめを「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。」と定義し調査している。1994年度からの定義は「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。」とされ、起こった場所は学校の内外を問わないとされました。

この変更により、「学校としてその事実を確認しているもの」という要件が削除され、いじめの判断においては、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが求められるようになりました。

(注2) 2005年度までは「発生」件数。2006年度からは「認知」件数。また、定義は「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とされました。

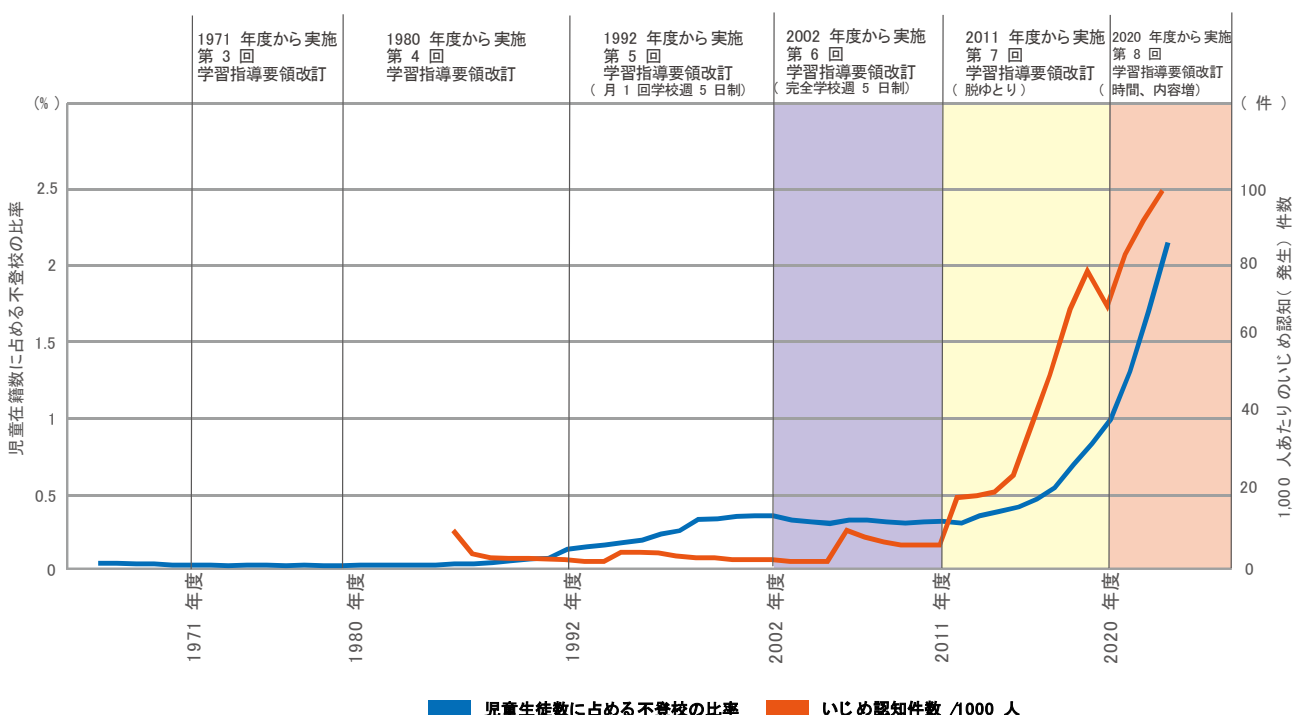
いじめの急増には定義変更など統計上の要因もあるものの、2006 年以降のグラフ勾配が明らかに上昇していることから、教育課程の過密化や全国学力調査に代表される競争的な教育環境がストレスを高める一因となっていると考えられます。文科省も「不満やストレスのはけ口」をいじめの原因に挙げており、北教組としては、こうしたストレスの背景に詰め込み式カリキュラムがあるとみています。

教職員の「働き方改革」によって学校行事が精選され、加えて児童会や生徒会活動の時間が縮小される傾向にあり、子どもたちが自分たちの思いで活動できる場が失われつつあります。1 日あたりの授業時間数の増加にともない、復習や知識の定着は主に宿題や家庭学習へと回されており、毎日の 6 時間授業と大量の宿題が子どもたちからゆとりを奪っています。これは国連「子どもの権利条約」第 31 条が保障する休息の権利を侵害する可能性もあり、教育課程の過密化解消が急務といえます。

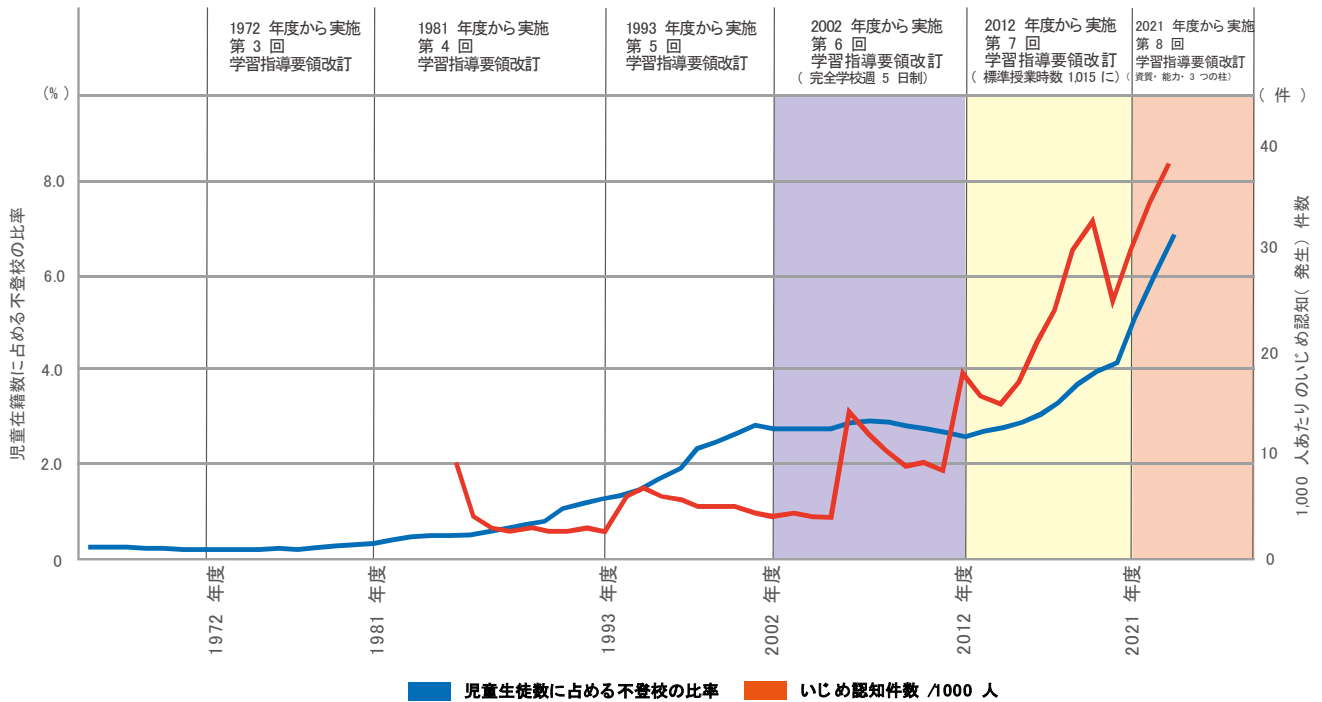
「学習指導要領」の内容や標準授業時数が今後も肥大化すれば、不登校やいじめの深刻化はさらにすすむ恐れがあります。また、膨大な学習内容が、現状のように画一的な授業展開によって押しつけられることで、子どもたちの自己肯定感や学習意欲を損なっている可能性は否めません。北教組は、過密なカリキュラムこそが子どもたちを「学びからの逃避」へ追いやる主因の一つであると考えています。

次期「学習指導要領」においても、過密な教育課程が持続するようであれば、子どもの学ぶ権利は侵害され続け、不登校やいじめの問題はいつそう深刻化していくでしょう。北教組としては、子どもたちの心身の負担を軽減し、十分な理解と自己肯定感を育める教育を取り戻すためにも、教育課程の抜本的な見直しが必要であると強く訴えています。

グラフ 14 小学校におけるいじめ・不登校の推移比較



グラフ 15 中学校におけるいじめ・不登校推移比較



4. まとめ——子どもたちのゆたかな学習環境を守るために

これまでの章では、「学習指導要領」の改訂（実施時期）や標準授業時数の推移が、子どもの生活にどのような影響を与えているのかについて、調査データや現場の声、不登校・いじめの推移をもとに検証してきました。その結果として見えてきたのは、過密化した教育課程が子どもたちに学習負担を強いることで、理解度や学習意欲の低下を招いている可能性です。

本検証だけで、教育課程の過密化自体がいじめや不登校の直接的な原因であると断定するのは難しい面がありますが、過密化と「いじめ」「不登校数」との間には何らかの相関関係があることは明らかであり、子どもたちや教職員に少なからず負担が生じていることは事実です。こうした負担は、学習内容の理解不足や意欲の減退だけでなく、学校生活全般での不安やストレスの増大につながり、結果として、より深刻な問題を引き起こすきっかけになりかねないと考えられます。

また、1日6時間授業が常態化し、家庭学習や宿題に大きく依存する構造は、子どもの「休息の権利」を奪いかねないことが明らかになりました。かつて「ゆとり」と呼ばれた期間には、不登校数の増加のはじめや子どもたちの時間的余裕が見られた一方、近年は学習内容と授業時数の肥大化が重なり、子どもたちのみならず教職員にも過度な負担がのしかかっています。



## 第3章 標準授業時数の肥大化が子どもたちに及ぼす影響

ここでは、東京学芸大学大森直樹研究室が一般財団法人教育文化総合研究所の協力を得て実施した「標準時数の変遷に関する調査」（小学教員調査）と「中学の標準時数の変遷に関する調査」にもとづき、教育課程の過密化が子どもたちに与える具体的な影響について明らかにします。2つの調査結果はいずれも大森研究室HPで公表されており、1つ目の調査結果の一部については、大森編著『学校の時数をどうするか』（明石書店2024）にも掲載されています。それらのデータや記述をこの考察では引用しています。

### I. 調査概要

#### 1. 小学校版

調査目的／調査項目 標準時数の変遷について公立小学校教員の見解を把握し標準時数の改善に活かす

調査対象 1977・1989・1998・2008・2017標準時数下で勤務した公立小学校等教員

調査協力 一般財団法人教育文化総合研究所

実施方法 一般財団法人教育文化総合研究が配布した調査票のQRコードを回答者が読み取りインターネット画面から回答（2023年7月18日～9月29日）

回答者（有効票）2,445人

#### 2. 中学校版

調査目的／調査項目 標準時数の変遷について公立中学校等教員の見解を把握し標準時数の改善に活かす／各期の標準時数下の教育課程への評価

調査対象 1977・1989・1998・2008・2017標準時数下で勤務した公立中学校等教員

調査協力 一般財団法人教育文化総合研究所

実施方法 一般財団法人教育文化総合研究が配布した調査票のQRコードを回答者が読み取りインターネット画面から回答（2024年6月24日～9月30日）

回答者（有効票）1,654人

### II. 結果と考察

今回北教組が協力した「標準時数の変遷に関する調査」の結果から、教育課程の過密化が子どもたちに与える影響が浮き彫りになりました。

はじめに、「学習指導要領」の変遷を簡単に振り返ります（表12）。1989年の指導要領では「新しい学力観」が提唱され、小学校1・2年生の理科、社会が廃止され生活科が新設されたほか、国語の時数が増加しました。1998年の改訂では「ゆとり教育」が推進され、指導内容の削減が行われ総授業時数は削減されました。これにより1日あたりの授業時数は増加しました。2008年には「脱ゆとり」の路線が採られ、国語や算数などの授業時数が増加しました。そして2017年には、さらなる時数増加に加え、プログラミング教育や外国語教育が導入されましたが、これにより学習内容が一層複雑化し、子どもたちや現場教員への負担が増大したとの声もあります。

表12 「学習指導要領」の変遷

学習指導要領	実施年度	主な特徴
第5回改訂 (1989年)	小 1992～ 中 1993～	・小学校に生活科を設定、技術・家庭科の男女必修化 ・「新しい学力観」が提唱される。 ・1992年から月一回で「学校週五日制」を導入
第6回改訂 (1998年)	小 2002～ 中 2002～	【ゆとり路線さらに強化】 ・ゆとりの中で「生きる力」をはぐくむことを重視し、完全学校週五日制の導入と教育内容の厳選と授業時数削減を実施 ・指導内容を3割削減 ・小学校3年生以上に総合的な学習の時間を創設 ・高校に情報科導入 ※2007年全国学力・学習状況調査開始
第7回改訂 (2008年)	小 2011～ 中 2012～	【脱ゆとり路線(中学校標準授業時数が1015時間)】 ・小学校5、6年に外国語活動が新設。一方で、ゆとり教育の目玉だった総合的な学習の時間は、週一時間減。 ＜小学校の週あたりの時間数＞ ・国語・社会・算数・理科・体育の時数を10%程度増加 ・コマ数を、低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加 ＜中学校の週あたりの時間数＞ ・国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の時数を実質10%程度増加 ・週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加 ※2015年改正省令で道徳の「特別の教科」化(小2018開始 中2019開始)
第8回改訂 (2017年)  【現行】	小 2020年～ 中 2021年～	【時数・内容ともに増加】 ・5、6年に小学校外国語科の新設。3、4年に外国語活動が新設。 ・プログラミング教育必修 ・高校に総合的な探求の時間新設 ・資質・能力の三つの柱 学びに向かう力、人間性など 知識および技能 思考力、判断力、表現力など ・増え続ける「●●教育」(北海道総合教育大綱より) 体育・保健授業の改善や体力向上の取組、特別支援教育、 国際理解教育、情報教育、キャリア教育、道徳教育、 人権教育、ふるさと教育、防災教育 ※2019年「GIGAスクール構想」開始

表13 小学校の標準授業時数の変遷(単位：時間)

学習指導要領	実施年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年
第5回改訂 (1989年)	1992年度～	850	910	980	1,015	1,015	1,015
第6回改訂 (1998年)	2002年度～	782	840	910	945	945	945
第7回改訂 (2008年)	2011年度～	850	910	945	980	980	980
第8回改訂 (2017年)	2020年度～	850	910	980	1,015	1,015	1,015

表14 中学校の標準授業時数の変遷(単位：時間)

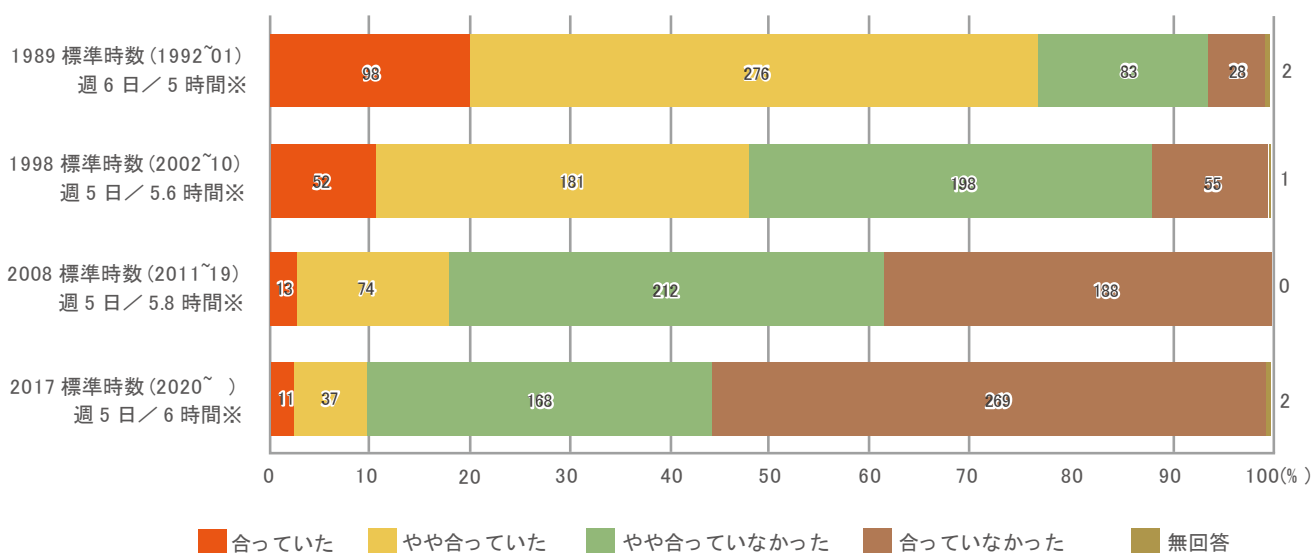
学習指導要領	実施年度	1年	2年	3年
第5回改訂 (1989年)	1993年度～	1,050	1,050	1,050
第6回改訂 (1998年)	2002年度～	980	980	980
第7回改訂 (2008年)	2012年度～	1,015	1,015	1,015
第8回改訂 (2017年)	2021年度～	1,015	1,015	1,015

教育総研の調査の自由記述から引用した教員の声を以下に示します。ある小学校教員は、「不登校傾向の児童は分散登校や4時間授業の日には登校できることが多い。6時間授業が現在の子どもたちには負担になっていると感じる」と述べています。また、「学習指導要領」の改訂を2回経験した教員は「不登校傾向の児童たちは、コロナの影響で行った分散登校や4時間目までの日は、登校することができていた。今の子どもたちにとって、6時間がたくさんある標準時数は、しんどいように思える」と語っています。さらに、「学習指導要領」の改訂を4回経験した教員は、「以前は放課後がゆったりしていたので、児童もリラックスして色々語り合っていた。そこで信頼関係も深まり、実は不登校も防げていたのでは...と思う」と述べています。これらの声は、ゆとりあるスケジュールが子どもたちの登校意欲を高めていた可能性を示唆しています。

この調査でも、授業時数や「学習指導要領」の内容と不登校数との間に因果関係がある可能性が強く示されています。

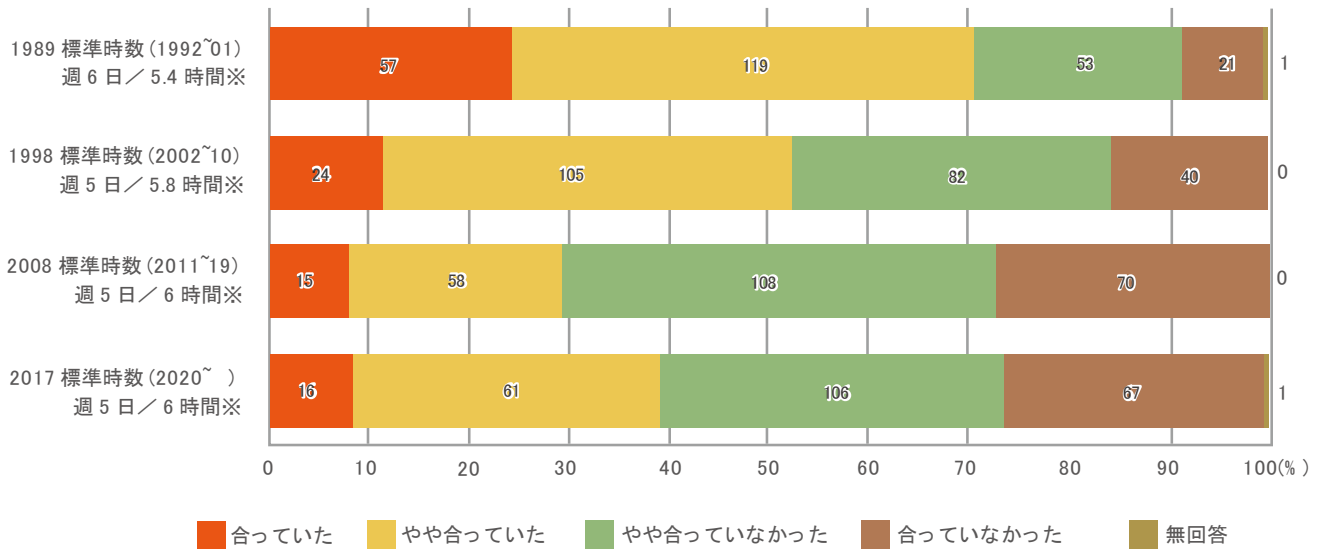
1989年、1998年、2008年、2017年の各時期の標準時数が子どもの生活にどの程度合っていたかを尋ねたところ、2008年と2017年の標準時数下で「生活に合わない」との評価が最も高くなりました。これらの時期は、いずれも1日の授業時数が大幅に増加したタイミングであり、教育現場からは過密なスケジュールが子どもたちに過大な負担を与えているという声が多く寄せられています。特に2017年の標準時数下では、「6時間授業が常態化し、子どもたちが放課後に十分な時間を持ってない」という現場の切実な声が見られました。このような状況が、子どもたちの生活リズムや学びへの意欲に深刻な影響を与えていると考えられます。

グラフ16 標準授業時数と子どもの生活についてのアンケート（小学校4期経験487人回答）



※は小学校4~6年生の平均1日時数

グラフ17 標準授業時数と子どもの生活についてのアンケート（中学校4期経験251人回答）



※は中学校1・2年生の平均1日時数

こうした過密な教育課程による影響を改善し、子どもたちが安心して学べる環境を取り戻すためには、単に「学力低下を防ぐため」として授業時間や学習内容を増やすのではなく、以下の2点を柱とした抜本的な見直しが求められます。

### ①「学習指導要領」の内容削減

「学習指導要領」が「資質・能力の育成」の強調により膨大な量の内容を盛り込みすぎている現状を改め、子どもたちが落ち着いて学べる範囲に調整することが必要です。単元ごとの記述量や教科書のページ数が増え続ける限り、子どもたちが理解や定着を実感できるだけの時間と、教職員が丁寧に指導できる時間の確保は難しくなります。

### ②標準授業時数の適正化

1日6時間授業の常態化がもたらす不登校やいじめの増加傾向は、これまでの調査や現場の声からも明白です。授業時数をむやみに増やすのではなく、子どもたちの生活リズムを考慮したうえで適正な時間配分を見直すことが急務といえます。

子どもたちのゆたかな学習環境を守ることは、同時に教職員の「働き方改革」にもつながります。授業時数や内容が適正化されれば、教職員が個々の子どもと向き合う時間や教材研究に充てる時間が増え、結果的に教育の質が高まる可能性があります。

今後の「学習指導要領」の見直しに際しては、子どもと教職員の双方にとって過度な負担となっている授業時数や膨大化する学習内容について、抜本的な再考が必要です。子どもたちが自尊感情をもって学校生活を送れるよう、そして教職員が互いに協力し合いながら教育の質を高められるよう、社会全体でとりくむことが求められています。

## 第4章 北教組「緊急提言」

北教組は、2022年「北教組9月勤務実態記録」に基づき、教職員の超勤・多忙化解消を目的とした提言を発表しました。この提言では、以下の3つの柱を中心に改善を求めてきました。

### 1 教員の中核業務の明確化

教員が所定の勤務時間内で行うべき本来業務を定義し、授業や授業準備、学習評価、職員会議、児童・生徒への対応などを含めることを提案しました。

### 2 持ち授業時間数の上限設定

小学校では週20時間、中学校では週18時間、高校では週16時間といった持ち授業時間数の上限を設定し、授業以外の業務を勤務時間内に収められる体制の整備を求めました。

### 3 政策・法改正の実現

教職員の労働環境を抜本的に改善するため、以下の改革を提案しました。

- ・教職員定数を増やすための「義務標準法」および「高校標準法」の改正
- ・年間標準授業時数を削減するための「学習指導要領」の改訂
- ・「給特法」の廃止・抜本的見直し
- ・平日を含めた「部活動」の社会教育への完全移行

しかし、これらの提言が示されてから2年が経過した現在も、文科省・道教委による教育現場では抜本的な改善がすすんでいない状況です。また、文部科学省と財務省の間では、教職員の長時間労働の是正に向けて「教職調整額」などを中心に議論が行われていますが、現場の切実な声が十分に反映されているとは言い難い状況です。むしろ、現場からは授業準備時間や休息時間が十分に確保されないまま、過密な教育課程が維持されているとの声が寄せられています。このままでは、子どもたちの学びの質や教職員の健康に深刻な影響を与える恐れがあります。

これまでの第1章では、教育現場における長時間労働の実態と、それが教職員の心身に与える影響を明らかにしました。北教組の調査では、時間外在校等時間がわずかに減少した一方で、依然として高水準で推移している現状が浮き彫りになりました。授業時数の肥大化による構造的な問題が、教職員の多忙化の主要な要因であることも指摘しました。

一方、第2章、第3章では、「学習指導要領」の改訂や標準授業時数の変化が子どもたちの学習環境や生活に及ぼす影響を検証しました。特に、授業時数の増加や学習内容の肥大化が、子どもたちの負担を増大させ、不登校やいじめの増加に密接に関連している可能性が示されました。また、1日6時間授業が常態化し、家庭学習や宿題への依存が子どもたちの休息時間を奪い、「休息の権利」を侵害している可能性も示唆されました。

これまでの章を通じて明らかになったのは、過密な教育課程と過重な労働環境が、子どもたちと教職員双方に深刻な影響を与えているという現実です。このまま放置すれば、教職員の健康被害がさらに深刻化するだけでなく、子どもたちの学びの質が大きく損なわれ、将来にわたる教育基盤そのものが揺らぎかねません。

特に、1日6時間授業が常態化する現状では、子どもたちの生活に余裕はなく、学びへの意欲が低下するリスクが高まっています。また、授業準備や教材研究に充てるべき時間が教職員の時間外労働として積み重なり、現場の教職員の疲弊を深刻化させています。このような状況が続けば、教育現場の活力が失われ、子どもたち一人ひとりの成長を支える教育の質が著しく低下してしまう恐れがあります。

昨年度末には文部科学大臣と財務大臣の間で、大臣折衝が行われ教職調整額の見直しを含む改革の方向性が打ち出されました。しかし、教職調整額の増額では、子どもたちと教職員がかかえる深刻な課題は解決しません。今通常国会では、「給特法」の在り方も含めた法的な議論が行われる見込みです。こうした情勢を踏まえ、現場の声を政策に反映させるためにも、今こそ具体的な行動が必要です。また、12月に中央教育審議会に諮問が行われた次期「学習指導要領」の改訂に向けたタイミングである今こそ、緊急提言を行う必要があります。

このような現状を踏まえ、北教組はこれまでの提言に加え以下の緊急提言を行います。

## 北教組の緊急提言

**子どもたちと教職員双方の負担を軽減するため、現行の「学習指導要領」を抜本的に見直し、内容の適正化、標準授業時数の削減を実現すること。**

教職員の「働き方改革」と子どもたちの学びの質の向上は、教育現場だけでなく社会全体の課題です。今回の緊急提言をもとに、実効性のある政策が迅速に実施されることを強く求めます。教育現場が抱える構造的な問題を解決し、教職員と子どもたちが安心して学び、働ける環境を構築するため、北教組は今後も全力でとりくんでまいります。

### 引用文献

大森直樹・永田守・水本王典・水野佐知子（2024）『学校の時数をどうするかー現場からのカリキュラム・オーバーロード論』明石書店